

保険法の見直しに関する要綱案（第2次案）

（説明） 「保険法の見直しに関する要綱案（第1次案）」から書き振りを変更しているところがあるが、特に断らない限り、その実質的な内容を変更するものではない。

また、（注）を削除しているところがあるが、特に断らない限り、従前の考え方を変更するものではない。

なお、（説明）は、第1次案からの変更点を記載したものであり、要綱案に記載することは予定していない。

第1 総則

1 保険法の適用範囲

現行商法（明治32年法律第48号）の保険契約に関する規定が適用又は準用の対象としているもの（保険を営業としてする者を保険者とする保険契約と相互保険契約）だけでなく、契約としてこれらと同等の内容を有する共済契約等も、適用の対象とする。

※ 現行商法の参考条文 第664条、第683条第1項

2 努力義務

保険者、保険契約者、被保険者及び保険金受取人は、保険契約が相互の信頼関係に基づいて成り立つものであることを踏まえ、保険契約の締結又は存続に当たっては信義に従って誠実に行動するとともに、適正かつ迅速な保険給付の実施その他の保険契約上の権利の行使又は義務の履行に必要な情報を提供するよう努めなければならないものとする。

（説明） 第22回会議における審議を踏まえ、規定を設けることを提案するものである。

第2 損害保険契約に関する事項

1 損害保険契約の成立

(1) 損害保険契約の意義

損害保険契約は、当事者の一方が一定の偶然の事故によって相手方又は第三者に生ずることのある損害をてん補することを約し、相手方がこれに対して保険料を支払うことを約することによって、その効力を生ずるものとする。

※ 現行商法の参考条文 第629条

(2) 損害保険契約の目的

損害保険契約は、金銭に見積もることができる利益に限り、その目的とすることができるものとする。

※ 現行商法の参考条文 第630条

(3) 告知義務

- ① 保険契約者又は被保険者になる者は、損害保険契約の締結に際し、損害保険契約によりてん補することとされる損害の発生の可能性（以下第2において「危険」という。）に関する重要な事項のうち保険者になる者が告知を求めたもの（以下第2において「告知事項」という。）について、事実の告知をしなければならないものとする。
- ② 保険者は、保険契約者又は被保険者が、告知事項について、故意又は重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、損害保険契約を解除することができるものとする。
- ③ 保険者は、②にかかわらず、次に掲げる場合には、損害保険契約を解除することができないものとする。
 - (ア) 損害保険契約の締結の時に、保険者が②の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。
 - (イ) 保険者のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（保険者のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除く。以下「保険媒介者」という。）が、保険契約者又は被保険者が①による事実の告知をすることを妨げたとき。
 - (ウ) 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、②の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。
- ④ 保険者は、③にかかわらず、③の(イ)又は(ウ)の保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者又は被保険者が②の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、損害保険契約を解除することができるものとする。
- ⑤ ②による解除権は、保険者が②による解除の原因があることを知った時から1か月間行使しないときは、消滅するものとする。損害保険契約の締結の時から5年を経過したときも、同様とするものとする。
- ⑥ 保険者は、②により損害保険契約の解除をした場合には、解除がされた時まで発生した保険事故による損害をてん補する責任を負わないものとする。ただし、②の事実に基づかずに発生した保険事故による損害につい

ては、この限りでないものとする。

※ 現行商法の参考条文 第644条, 第645条

(4) 第三者のためにする損害保険契約

被保険者が損害保険契約の当事者以外の者であるときは、当該被保険者は、当然に損害保険契約の利益を享受するものとする。

※ 現行商法の参考条文 第647条, 第648条

(5) 遡及保険

① 損害保険契約を締結する前に発生した保険事故による損害をてん補する旨の定めは、保険契約者が当該損害保険契約の申込み又はその承諾をした時において、当該保険契約者又は被保険者が既に保険事故が発生していることを知っていたときは、無効とするものとする。

② 損害保険契約の申込みの時より前に発生した保険事故による損害をてん補する旨の定めは、保険者又は保険契約者が当該損害保険契約の申込みをした時において、当該保険者が保険事故が発生していないことを知っていたときは、無効とするものとする。

(説明) ②において、保険者が契約の申込みをした場合だけでなく、保険契約者が契約の申込みをした場合についても、保険者が保険事故が発生していないことを知っていたときは契約を無効とするものとしている。生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約についても、同様である。

※ 現行商法の参考条文 第642条

(6) 損害保険契約の無効・取消しによる保険料の返還の制限

保険者は、次に掲げる場合には、保険料を返還する義務を負わないものとする。

(ア) 保険契約者又は被保険者の詐欺又は強迫によって損害保険契約に係る意思表示を取り消した場合

(イ) 損害保険契約が(5)の①により無効とされる場合。ただし、保険者が保険事故の発生を知って当該損害保険契約の申込み又はその承諾をしたときは、この限りでないものとする。

※ 現行商法の参考条文 第643条

(7) 保険証券

① 保険者は、損害保険契約を締結したときは、遅滞なく、保険契約者に対

し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならないものとする。

- (ア) 保険者の氏名又は名称
- (イ) 保険契約者の氏名又は名称
- (ウ) 被保険者の氏名又は名称その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (エ) 保険事故
- (オ) 保険期間（その期間内に発生した保険事故による損害をてん補するものとして損害保険契約で定める期間をいう。）
- (カ) 保険金額（保険給付の限度額として損害保険契約で定めるものをいう。）又は保険金額がないときはその旨
- (キ) 保険の目的物があるときは、これを特定するために必要な事項
- (ク) 3(3)の②の約定保険価額があるときは、その約定保険価額
- (ケ) 保険料及びその支払の方法
- (コ) 損害保険契約を締結した年月日
- (サ) 書面を作成した年月日

② ①の書面には、保険者（法人その他の団体にあっては、その代表者）が署名し、又は記名押印しなければならないものとする。

(説明) 1 保険者の氏名又は名称（ア）、被保険者を特定するために必要な事項（ウ）、保険金額がないときはその旨（カ）をそれぞれ記載事項としている。ア及びウは生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約についても、同様である。

2 「保険期間」（オ）及び「保険金額」（カ）については、第1次案の第1の3(1)の（注）参照。

※ 現行商法の参考条文 第649条, 第668条

(8) 片面的強行規定

(3)の①から④まで、⑥及び(5)の②に反する特約で保険契約者又は被保険者に不利なもの、(4)に反する特約で被保険者に不利なもの並びに(6)に反する特約で保険契約者に不利なものは、いずれも無効とするものとする。

(説明) (5)の①は強行規定と整理している。生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約についても、同様である。

2 損害保険契約の変動

(1) 危険の増加

① 損害保険契約の締結後に危険増加（告知事項についての危険が高くなり、損害保険契約で定められている保険料が当該危険を計算の基礎として算

出される保険料に不足する状態になることをいう。)が生じた場合において、保険料を当該危険増加に対応した額に変更するとしたならば当該損害保険契約を継続することができるときであっても、保険者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、当該損害保険契約を解除することができるものとする。

(ア) 当該危険増加に係る告知事項について、その内容に変更が生じたときは保険契約者又は被保険者が保険者にその旨の通知をすべき旨が当該損害保険契約で定められていること。

(イ) 保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失により遅滞なく(ア)の通知をしなかったこと。

② ①による解除権は、保険者が①による解除の原因があることを知った時から1か月間行使しないときは、消滅するものとする。①の危険増加が生じた時から5年を経過したときも、同様とするものとする。

③ 保険者は、①により損害保険契約の解除をした場合には、当該解除に係る危険増加が生じた時から解除がされた時まで発生した保険事故による損害をてん補する責任を負わないものとする。ただし、当該危険増加に基づかずに発生した保険事故による損害については、この限りでないものとする。

(注) 現行商法第650条の規定は、削除するものとする。

(説明) 第1次案では「増加後の危険が当該保険契約において保険者が負担することができる危険の範囲内でないとき」を掲げていたが、この場合には解除が制限されないことから、これを掲げないこととしている。生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約についても、同様である。

※ 現行商法の参考条文 第656条、第657条

(2) 危険の減少

損害保険契約の締結後に危険が著しく減少したときは、保険契約者は、保険者に対し、将来に向かって、保険料について、減少後の当該危険に対応する保険料に至るまでの減額を請求することができるものとする。

※ 現行商法の参考条文 第646条

(3) 超過保険

損害保険契約の締結の時ににおいて保険金額が保険価額を超えていたことにつき保険契約者及び被保険者が善意でかつ重大な過失がなかったときは、保険契約者は、その超過部分について、当該損害保険契約を取り消すことがで

きるものとする。ただし、**3 (3) の②**の約定保険価額があるときは、この限りでないものとする。

※ 現行商法の参考条文 第631条

(4) 保険価額の減少

損害保険契約の締結後に保険価額が著しく減少したときは、保険契約者は、保険者に対し、将来に向かって、保険金額又は**3 (3) の②**の約定保険価額については減少後の保険価額に至るまでの減額を、保険料についてはその減額後の保険金額に対応する保険料に至るまでの減額をそれぞれ請求することができるものとする。

※ 現行商法の参考条文 第637条

(5) 片面的強行規定

(1) の①及び③に反する特約で保険契約者又は被保険者に不利なもの並びに(2)から(4)までに反する特約で保険契約者に不利なものは、いずれも無効とするものとする。

3 保険給付

(1) 損害発生のお知らせ

保険契約者又は被保険者は、保険事故による損害が生じたことを知ったときは、遅滞なく、保険者に対し、その旨の通知を発しなければならないものとする。

※ 現行商法の参考条文 第658条

(2) 損害の発生及び拡大の防止

- ① 保険契約者及び被保険者は、保険事故が発生したことを知ったときは、これによる損害の発生及び拡大の防止に努めなければならないものとする。
- ② ①の場合において、損害の発生又は拡大の防止のために必要又は有益であった費用は、保険者の負担とするものとする。

(注) 一部保険の場合の損害防止費用の負担については、(4)と同様の規定を設けるものとする。

※ 現行商法の参考条文 第660条

(3) 損害額の算定

- ① 損害保険契約によりてん補すべき損害の額（以下「てん補損害額」とい

う。)は、その損害が生じた地及び時における価額によって算定するものとする。

- ② 保険価額について約定した一定の価額（以下「約定保険価額」という。）があるときは、てん補損害額は、当該約定保険価額によって算定するものとする。ただし、当該約定保険価額が保険価額を著しく超えるときは、てん補損害額は、当該保険価額によって算定するものとする。
- ③ てん補損害額の算定に必要な費用は、保険者の負担とするものとする。

※ 現行商法の参考条文 第638条, 第639条

(4) 一部保険

保険金額が保険価額（約定保険価額があるときは、当該約定保険価額）に満たないときは、保険者が行うべき保険給付の額は、当該保険金額の当該保険価額に対する割合をてん補損害額に乗じて得た額とするものとする。

※ 現行商法の参考条文 第636条

(5) 重複保険

- ① 損害保険契約によりてん補すべき損害について他の損害保険契約がこれをしてん補することとなっている場合においても、保険者は、てん補損害額の全額（(4)の場合にあっては、(4)により行うべき保険給付の額の全額）について、保険給付を行う義務を負うものとする。
- ② 二以上の損害保険契約の各保険者が行うべき保険給付の額の合計額がてん補損害額（各損害保険契約に基づいて算定したてん補損害額が異なるときは、そのうち最も高い額）を超える場合において、保険者の一人が自己の負担部分（他の損害保険契約がないとする場合における各保険者が行うべき保険給付の額のその合計額に対する割合をてん補損害額に乗じて得た額をいう。）を超えて保険給付を行い、これにより共同の免責を得たときは、当該保険者は、自己の負担部分を超える部分に限り、他の保険者に対し、各自の負担部分について求償権を有するものとする。

※ 現行商法の参考条文 第632条から第635条まで

(6) 保険給付の履行期

- ① 保険給付を行う期限を定めた場合であっても、保険事故、てん補損害額、保険者が免責される事由その他の保険給付を行うために確認をすることが必要な事項に関する損害保険契約の定めを照らして、当該期限が当該事項の確認をするための相当の期間を経過する日後の日であるときは、当該期間を経

過する日をもって保険給付を行う期限とするものとする。

- ② 保険給付を行う期限を定めなかったときは、保険者は、保険給付の請求があった後、当該請求に係る保険事故及びてん補損害額の確認をするために必要な期間を経過するまでは、遅滞の責任を負わないものとする。
- ③ 保険者が①又は②の確認をするために必要な調査を行うに当たり、保険契約者又は被保険者が正当な理由なく当該調査を妨げ、又はこれに応じなかった場合には、保険者は、これにより保険給付を遅延した期間について、遅滞の責任を負わないものとする。

(7) 保険給付請求権等の消滅時効

- ① 保険給付を請求する権利及び保険料の返還を請求する権利は、3年間行わないときは、時効によって消滅するものとする。
- ② 保険料を請求する権利は、1年間行わないときは、時効によって消滅するものとする。

(説明) ①において、消滅時効期間を3年とすることを提案している。生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約についても、同様である。

※ 現行商法の参考条文 第663条

(8) 保険者の免責

保険者は、保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失によって生じた損害をてん補する責任を負わないものとする。戦争その他の変乱によって生じた損害についても、同様とするものとする。

※ 現行商法の参考条文 第640条、第641条

(9) 損害発生後の保険の目的物の滅失

保険者は、保険事故による損害が生じた場合には、当該損害に係る保険の目的物が当該損害の発生後に保険事故によらずに滅失したときであっても、当該損害をてん補しなければならないものとする。

※ 現行商法の参考条文 第659条

(10) 残存物代位

保険者は、保険の目的物の全部が滅失した場合において、これによって生じた損害をてん補したときは、当該保険者が行った保険給付の額の保険価額(約定保険価額があるときは、当該約定保険価額)に対する割合に応じて、当該保険の目的物に関して被保険者が有する所有権その他の物権について

当然に被保険者に代位するものとする。

※ 現行商法の参考条文 第661条

(11) 請求権代位

① 保険者は、保険事故による損害が生じたことにより被保険者が債権を取得した場合において、当該損害をてん補したときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、当該債権について当然に被保険者に代位するものとする。

(ア) 当該保険者が行った保険給付の額

(イ) 当該債権の額（(ア)に掲げる額がてん補損害額に不足するときは、当該債権の額から当該不足額を控除した残額）

② ①の場合において、①の(ア)に掲げる額がてん補損害額に不足するときは、被保険者は、①の債権のうち保険者が①により代位した部分を除いた部分について、①による当該代位に係る保険者の債権に先立って弁済を受ける権利を有するものとする。

※ 現行商法の参考条文 第662条

(12) 片面的強行規定

(6)の①及び③並びに(9)から(11)までに反する特約で被保険者に不利なものは、無効とするものとする。

4 損害保険契約の終了

(1) 保険契約者による解除

保険契約者は、いつでも損害保険契約を解除することができるものとする。

※ 現行商法の参考条文 第653条

(2) 重大事由による解除

① 保険者は、次に掲げる事由がある場合には、損害保険契約を解除することができるものとする。

(ア) 保険契約者又は被保険者が、保険者に当該損害保険契約に基づく保険給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。

(イ) 被保険者が、当該損害保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行ったこと。

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、保険者の保険契約者又は被保険者に

- 対する信頼を損ない、当該損害保険契約の存続を困難とする重大な事由
- ② 保険者は、①により損害保険契約の解除をした場合には、①の(ア)から(ウ)までに掲げる事由が生じた時から解除がされた時まで発生した保険事故による損害をてん補する責任を負わないものとする。

(3) 保険者の破産

- ① 保険者が破産手続開始の決定を受けたときは、保険契約者は、損害保険契約を解除することができるものとする。
- ② 保険契約者が①による損害保険契約の解除をしなかったときは、当該損害保険契約は、①の決定の日から3か月を経過した日にその効力を失うものとする。

(注) 現行商法第652条の規定は、削除するものとする。

※ 現行商法の参考条文 第651条

(4) 解除の効力

損害保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずるものとする。

(注) 現行商法第654条及び第655条の規定は、削除するものとする。

※ 現行商法の参考条文 第645条第1項、第651条第1項ただし書、第657条第1項ただし書

(5) 片面的強行規定

(2)及び(4)に反する特約で保険契約者又は被保険者に不利なものは、無効とするものとする。

5 火災保険契約に固有の事項

火災を保険事故とする損害保険契約の保険者は、保険事故が発生していないときであっても、消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって保険の目的物に生じた損害をてん補しなければならないものとする。

(注) 現行商法第665条の規定は、削除するものとする。

※ 現行商法の参考条文 第666条

6 責任保険契約に固有の事項

(1) 責任保険契約についての先取特権

- ① 責任保険契約（損害保険契約のうち、被保険者が損害賠償の責任を負うことによって生ずることのある損害をてん補するものをいう。）の被保険者に

対して当該責任保険契約の保険事故に係る損害賠償請求権を有する者は、保険給付を請求する権利について先取特権を有するものとする。

② 被保険者は、①の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額又は当該損害賠償請求権を有する者の承諾があった金額の限度においてのみ、保険者に対して保険給付を請求する権利を行使することができるものとする。

③ 責任保険契約に基づき保険給付を請求する権利は、譲り渡し、質権の目的とし、又は差し押さえることができないものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでないものとする。

(ア) ①の損害賠償請求権を有する者に譲り渡し、又は当該損害賠償請求権に関して差し押さえる場合

(イ) ②により被保険者が保険給付を請求する権利を行使することができる場合

※ 現行商法の参考条文 第667条

(2) 保険者の免責

保険者は、保険契約者又は被保険者の故意によって生じた損害をてん補する責任を負わないものとする。戦争その他の変乱によって生じた損害についても、同様とするものとする。

※ 現行商法の参考条文 第640条, 641条

7 傷害疾病損害保険契約に固有の事項

被保険者が傷害疾病損害保険契約（損害保険契約のうち、保険者が被保険者の傷害又は疾病（以下「傷害疾病」という。）によって生ずることのある損害をてん補することを約するものをいう。）の当事者以外の者であるときは、当該被保険者は、保険契約者に対し、当該傷害疾病損害保険契約を解除することを請求することができるものとする。

(説明) いわゆる損害てん補方式の傷害・疾病保険契約に固有の規律を設けることを提案するものである。

8 片面的強行規定の適用除外

1(8), 2(5), 3(12)及び4(5)は、次に掲げる損害保険契約については、適用しないものとする。

(ア) 商法第815条第1項の海上保険契約

(イ) 航空機若しくは航空機により運送される貨物を保険の目的物とする損害保険契約又は航空機の事故により生じた損害を賠償する責任に係る責任保険

契約

- (ウ) 原子力施設を保険の目的物とする損害保険契約又は原子力施設の事故により生じた損害を賠償する責任に係る責任保険契約
- (エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、法人その他の団体又は事業を行う個人の事業活動に伴って生ずることのある損害をてん補する損害保険契約（傷害疾病損害保険契約に該当するものを除く。）

（損害保険契約に関する事項関係後注）

- 1 運送保険契約に関する現行商法第669条から第672条までの規定は削除するものとする。
- 2 海上保険契約に関する現行商法第815条から第841条までの規定については、所要の整備にとどめるものとする。

第3 生命保険契約に関する事項

1 生命保険契約の成立

(1) 生命保険契約の意義

生命保険契約は、当事者の一方が相手方又は第三者の生存又は死亡に関して一定の金銭の支払〔その他の一定の財産上の給付〕をすることを約し、相手方がこれに対して保険料を支払うことを約することによって、その効力を生ずるものとする。

※ 現行商法の参考条文 第673条

(2) 他人を被保険者とする死亡保険契約

ア 被保険者の同意

生命保険契約の当事者以外の者を被保険者とする死亡保険契約は、当該被保険者の同意がなければ、その効力を生じないものとする。

※ 現行商法の参考条文 第674条第1項

イ 被保険者による解除請求

死亡保険契約の被保険者が当該死亡保険契約の当事者以外の者である場合において、次に掲げるときは、当該被保険者は、保険契約者に対し、当該死亡保険契約を解除することを請求することができるものとする。

(ア) 4(2)の①の(ア)から(ウ)までに掲げる事由がある場合

(イ) 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がアの同意をするに当たって基礎とした事情が著しく変更し

た場合

(3) 告知義務

- ① 保険契約者又は被保険者になる者は、生命保険契約の締結に際し、保険事故の発生の可能性（以下第3において「危険」という。）に関する重要な事項のうち保険者になる者が告知を求めたもの（以下第3において「告知事項」という。）について、事実の告知をしなければならないものとする。
- ② 保険者は、保険契約者又は被保険者が、告知事項について、故意又は重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、生命保険契約を解除することができるものとする。
- ③ 保険者は、②にかかわらず、次に掲げる場合には、生命保険契約を解除することができないものとする。
 - (ア) 生命保険契約の締結の時に、保険者が②の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。
 - (イ) 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者が①による事実の告知をすることを妨げたとき。
 - (ウ) 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、②の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。
- ④ 保険者は、③にかかわらず、③の(イ)又は(ウ)の保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者又は被保険者が②の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、生命保険契約を解除することができるものとする。
- ⑤ ②による解除権は、保険者が②による解除の原因を知った時から1か月間行使しないときは、消滅するものとする。生命保険契約の締結の時から5年を経過したときも、同様とするものとする。
- ⑥ 保険者は、②により生命保険契約の解除をした場合には、解除がされた時までに発生した保険事故に関し保険給付を行う責任を負わないものとする。ただし、②の事実に基づかずに発生した保険事故については、この限りでないものとする。

※ 現行商法の参考条文 第644条第2項、第645条、第678条

(4) 第三者のためにする生命保険契約

保険金受取人が生命保険契約の当事者以外の者であるときは、当該保険金受取人は、当然に生命保険契約の利益を享受するものとする。

※ 現行商法の参考条文 第647条、第675条第1項本文、第683条第1項

(5) 遡及保険

- ① 死亡保険契約を締結する前に発生した保険事故に関し保険給付を行う旨の定めは、保険契約者が当該死亡保険契約の申込み又はその承諾をした時において、当該保険契約者又は保険金受取人が既に保険事故が発生していることを知っていたときは、無効とするものとする。
- ② 死亡保険契約の申込みの時より前に発生した保険事故に関し保険給付を行う旨の定めは、保険者又は保険契約者が当該死亡保険契約の申込みをした時において、当該保険者が保険事故が発生していないことを知っていたときは、無効とするものとする。

※ 現行商法の参考条文 第642条, 第683条第1項

(6) 生命保険契約の無効・取消しによる保険料の返還の制限

保険者は、次に掲げる場合には、保険料を返還する義務を負わないものとする。

(ア) 保険契約者、被保険者又は保険金受取人の詐欺又は強迫によって生命保険契約に係る意思表示を取り消した場合

(イ) 死亡保険契約が(5)の①により無効とされる場合。ただし、保険者が保険事故の発生を知って当該死亡保険契約の申込み又はその承諾をしたときは、この限りでないものとする。

※ 現行商法の参考条文 第643条, 第683条第1項

(7) 保険証券

- ① 保険者は、生命保険契約を締結したときは、遅滞なく、保険契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならないものとする。
 - (ア) 保険者の氏名又は名称
 - (イ) 保険契約者の氏名又は名称
 - (ウ) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
 - (エ) 保険金受取人の氏名又は名称その他の保険金受取人を特定するために必要な事項
 - (オ) 保険事故
 - (カ) 保険期間（その期間内に保険事故が発生した場合に保険給付を行うものとして生命保険契約で定める期間をいう。）
 - (キ) 保険給付の内容及びその額
 - (ク) 保険料及びその支払の方法

(ケ) 生命保険契約を締結した年月日

(コ) 書面を作成した年月日

- ② ①の書面には、保険者（法人その他の団体にあつては、その代表者）が署名し、又は記名押印しなければならないものとする。

(説明) 被保険者を特定するために必要な事項（ウ），保険金受取人を特定するために必要な事項（エ）をそれぞれ記載事項とし、また、保険金額に代えて保険給付の内容及びその額（キ）を記載事項としている。傷害疾病定額保険契約についても、同様である。

※ 現行商法の参考条文 第649条，第679条，第683条第1項

(8) 片面的強行規定

(3)の①から④まで、⑥及び(5)の②に反する特約で保険契約者又は被保険者に不利なもの、(4)に反する特約で保険金受取人に不利なもの並びに(6)に反する特約で保険契約者に不利なものは、いずれも無効とするものとする。

(説明) (2)イは強行規定と整理している。傷害疾病定額保険契約についても、同様である。

2 生命保険契約の変動

(1) 保険給付請求権の譲渡等についての被保険者の同意

死亡保険契約に基づき保険給付を請求する権利の譲渡又は質権の設定（保険事故が発生した後にされたものを除く。）は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じないものとする。

※ 現行商法の参考条文 第674条第2項，第3項

(2) 保険金受取人の変更

ア 保険金受取人の変更に関する通則

- ① 保険契約者は、保険事故が発生するまでは、保険金受取人の変更をすることができるものとする。
- ② 死亡保険契約の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じないものとする。

イ 生前の意思表示による保険金受取人の変更

- ① 保険金受取人の変更は、保険者に対する意思表示によってするものとする。
- ② ①の意思表示は、その通知が保険者に到達したときは、当該通知を発

した時にさかのぼってその効力を生ずるものとする。ただし、その到達前に行われた保険給付の効力を妨げないものとする。

ウ 遺言による保険金受取人の変更

- ① 保険金受取人の変更は、遺言によっても、することができるものとする。
- ② 遺言による保険金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人がその旨を保険者に通知しなければ、これをもって保険者に対抗することができないものとする。

エ 保険事故発生前に保険金受取人が死亡した場合

保険金受取人が保険事故の発生前に死亡したときは、その相続人の全員が保険金受取人となるものとする。

※ 現行商法の参考条文 第675条から第677条まで

(3) 危険の増加

- ① 生命保険契約の締結後に危険増加（告知事項についての危険が高くなり、生命保険契約で定められている保険料が当該危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいう。）が生じた場合において、保険料を当該危険増加に対応した額に変更するとしたならば当該生命保険契約を継続することができるときであっても、保険者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、当該生命保険契約を解除することができるものとする。
 - (ア) 当該危険増加に係る告知事項について、その内容に変更が生じたときは保険契約者又は被保険者が保険者にその旨の通知をすべき旨が当該生命保険契約で定められていること。
 - (イ) 保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失により遅滞なく(ア)の通知をしなかったこと。
- ② ①による解除権は、保険者が①による解除の原因があることを知った時から1か月間行使しないときは、消滅するものとする。①の危険増加が生じた時から5年を経過したときも、同様とするものとする。
- ③ 保険者は、①により生命保険契約の解除をした場合には、当該解除に係る危険増加が生じた時から解除がされた時まで発生した保険事故に関し保険給付を行う責任を負わないものとする。ただし、当該危険増加に基づ

かずに発生した保険事故については、この限りでないものとする。

※ 現行商法の参考条文 第656条, 第657条, 第683条第1項

(4) 危険の減少

生命保険契約の締結後に危険が著しく減少したときは、保険契約者は、保険者に対し、将来に向かって、保険料について、減少後の当該危険に対応する保険料に至るまでの減額を請求することができるものとする。

※ 現行商法の参考条文 第646条, 第683条第1項

(5) 保険金受取人の意思による死亡保険契約の存続

① 死亡保険契約の当事者以外の者（以下この項目において「解除権者」という。）がする死亡保険契約（当該死亡保険契約の解除により保険契約者が保険者に対して金銭の支払を請求する権利を有することとなるものに限る。以下この項目において同じ。）の解除は、保険者がその通知を受けた時から1か月を経過した日に、その効力を生ずるものとする。

② 保険金受取人（①の解除の通知の時ににおける保険金受取人であって、保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者である者に限り、保険契約者である者を除く。以下この項目において「介入権者」という。）が、保険契約者の同意を得て、①の期間が経過するまでの間に、当該解除の通知があった日に死亡保険契約が解除されたとすれば保険者が解除権者に対して支払うべき金額の解除権者に対する支払及び当該支払についての保険者に対する通知をしたときは、①の解除は、その効力を生じないものとする。

③ ②の支払は、解除権者との関係においては、保険者がしたものとみなすものとする。

④ ①の解除の通知があった時から②の支払がされるまでの間に保険事故が発生したことにより保険者が保険給付を行うときは、当該保険者は、当該保険給付の額の限度で、当該通知をした解除権者に対し、②の金額を支払わなければならないものとする。この場合においては、当該保険者は、保険金受取人に対し、当該保険給付の額から当該解除権者に支払った金額を控除した残額について保険給付を行えば足りるものとする。

(注) 死亡保険契約の解除により保険契約者が保険者に対して有することとなる金銭債権を差し押さえた債権者が①の解除の通知をした場合について、介入権者による供託に関する規定（民事執行法（昭和54年法律第4号）第156条等参照）を設けるものとする。

※ 現行商法の参考条文 第652条, 第683条第1項

(6) 片面的強行規定

(3)の①及び③に反する特約で保険契約者又は被保険者に不利なもの並びに(4)に反する特約で保険契約者に不利なものは、いずれも無効とするものとする。

(説明) (5)は強行規定と整理している。傷害疾病定額保険契約についても、同様である。

3 保険給付

(1) 被保険者の死亡の通知

死亡保険契約の保険契約者又は保険金受取人は、被保険者が死亡したことを知ったときは、遅滞なく、保険者に対し、その旨の通知を発しなければならないものとする。

※ 現行商法の参考条文 第681条

(2) 保険給付の履行期

① 保険給付を行う期限を定めた場合であっても、保険事故、保険者が免責される事由その他の保険給付を行うために確認をすることが必要な事項に関する生命保険契約の定めに照らして、当該期限が当該事項の確認をするための相当の期間を経過する日後の日であるときは、当該期間を経過する日をもって保険給付を行う期限とするものとする。

② 保険給付を行う期限を定めなかったときは、保険者は、保険給付の請求があつた後、当該請求に係る保険事故の確認をするために必要な期間を経過するまでは、遅滞の責任を負わないものとする。

③ 保険者が①又は②の確認をするために必要な調査を行うに当たり、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、又はこれに応じなかった場合には、保険者は、これにより保険給付を遅延した期間について、遅滞の責任を負わないものとする。

(3) 保険給付請求権等の消滅時効

① 保険給付を請求する権利、保険料の返還を請求する権利及び4(5)の保険料積立金の払戻しを請求する権利は、3年間行わないときは、時効によって消滅するものとする。

② 保険料を請求する権利は、1年間行わないときは、時効によって消滅す

るものとする。

※ 現行商法の参考条文 第663条, 第682条, 第683条第1項

(4) 保険者の免責

死亡保険契約の保険者は、次に掲げる場合には、保険給付を行う責任を負わないものとする。ただし、(ウ)に掲げる場合には、被保険者を故意に死亡させた保険金受取人以外の保険金受取人に対する責任については、この限りでないものとする。

(ア) 被保険者が自殺をしたとき。

(イ) 保険契約者が被保険者を故意に死亡させたとき ((ア)に掲げる場合を除く。)

(ウ) 保険金受取人が被保険者を故意に死亡させたとき ((ア)及び(イ)に掲げる場合を除く。)

(エ) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき。

※ 現行商法の参考条文 第640条, 第680条第1項, 第683条第1項

(5) 片面的強行規定

(2)の①及び③に反する特約で保険金受取人に不利なものは、無効とするものとする。

4 生命保険契約の終了

(1) 保険契約者による解除

保険契約者は、いつでも生命保険契約を解除することができるものとする。

※ 現行商法の参考条文 第653条, 第683条第1項

(2) 重大事由による解除

① 保険者は、次に掲げる事由がある場合には、生命保険契約 ((ア)の場合にあつては、死亡保険契約に限る。)を解除することができるものとする。

(ア) 保険契約者又は保険金受取人が、保険者に保険給付を行わせることを目的として故意に被保険者を死亡させ、又は死亡させようとしたこと。

(イ) 保険金受取人が、当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行ったこと。

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、保険者の保険契約者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、当該生命保険契約の存続を困難とする重大な事由

- ② 保険者は、①により生命保険契約の解除をした場合には、①の(ア)から(ウ)までに掲げる事由が生じた時から解除がされた時まで発生した保険事故に関し保険給付を行う責任を負わないものとする。

(3) 保険者の破産

- ① 保険者が破産手続開始の決定を受けたときは、保険契約者は、生命保険契約を解除することができるものとする。
- ② 保険契約者が①による生命保険契約の解除をしなかったときは、当該生命保険契約は、①の決定の日から3か月を経過した日にその効力を失うものとする。

※ 現行商法の参考条文 第651条、第683条第1項

(4) 解除の効力

生命保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずるものとする。

※ 現行商法の参考条文 第645条第1項、第651条第1項ただし書、第657条第1項ただし書、第678条第2項、第683条第1項

(5) 保険料積立金の払戻し

保険者は、次に掲げる事由により生命保険契約が終了した場合には、保険契約者に対し、保険料積立金（保険契約の終了の時までに保険契約者から受領した保険料の総額のうち、当該終了の時において当該保険契約に係る保険給付に充てるべきものとして、保険料又は保険給付の額を定めるための予定死亡率、予定利率その他の計算の基礎を用いて算出される金額に相当する部分をいう。）を払い戻さなければならないものとする。

(ア) 3(4)（(イ)を除く。）の事由

(イ) 保険者の責任が開始する前における1(2)イ又は4(1)による解除

(ウ) 2(3)の①による解除（保険者が保険給付を行う責任を負う場合にしたものを除く。）

(エ) 4(3)の①による解除又は4(3)の②による当該生命保険契約の失効

(説明) 第1次案では「生命保険契約において保険料の金額を算出する際に用いた計算の基礎」により保険料積立金の額を算出することとしていたが、これを「保険料又は保険給付の額を定めるための……計算の基礎」に改めている。

また、第1次案の第2の4(5)の(注)の②及び③の問題意識を踏まえ、いわゆる解約返戻金に関する規律は設けないことを提案している。

傷害疾病定額保険契約についても、同様である。

※ 現行商法の参考条文 第680条第2項, 第683条第2項

(6) 片面的強行規定

(2)に反する特約で保険契約者又は保険金受取人に不利なもの, (4)に反する特約で保険契約者, 被保険者又は保険金受取人に不利なもの及び(5)に反する特約で保険契約者に不利なものは, いずれも無効とするものとする。

第4 傷害疾病定額保険契約に関する事項

1 傷害疾病定額保険契約の成立

(1) 傷害疾病定額保険契約の意義

傷害疾病定額保険契約は, 当事者の一方が相手方又は第三者の傷害又は疾病に関して一定額の金銭の支払〔その他の一定の財産上の給付〕をすることを約し, 相手方がこれに対して保険料を支払うことを約することによって, その効力を生ずるものとする。

(2) 他人を被保険者とする傷害疾病定額保険契約

ア 被保険者の同意

- ① 傷害疾病定額保険契約の当事者以外の者を被保険者とする傷害疾病定額保険契約は, 当該被保険者の同意がなければ, その効力を生じないものとする。ただし, 被保険者(被保険者の死亡に関する保険給付にあっては, 被保険者又はその相続人)が保険金受取人である場合は, この限りでないものとする。
- ② ①のただし書は, 給付事由(傷害疾病による治療, 死亡その他の保険給付を行う要件として傷害疾病定額保険契約で定める事由をいう。)が傷害疾病による死亡のみである傷害疾病定額保険契約については, 適用しないものとする。

(説明) 第1次案で「保険事故」と記載していた部分を, 以下では, 「給付事由」と「傷害疾病」とに書き分けている。

イ 被保険者による解除請求

被保険者が傷害疾病定額保険契約の当事者以外の者である場合において, 次に掲げるときは, 当該被保険者は, 保険契約者に対し, 当該傷害疾病定額保険契約を解除することを請求することができるものとする。

(ア) アの①のただし書の場合(アの①の同意がある場合を除く。)

(イ) 4(2)の①の(ア)から(ウ)までに掲げる事由がある場合

- (ウ) 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がアの①の同意をするに当たって基礎とした事情が著しく変更した場合

(3) 告知義務

- ① 保険契約者又は被保険者になる者は、傷害疾病定額保険契約の締結に際し、給付事由の発生の可能性（以下「危険」という。）に関する重要な事項のうち保険者になる者が告知を求めたもの（以下「告知事項」という。）について、事実の告知をしなければならないものとする。
- ② 保険者は、保険契約者又は被保険者が、告知事項について、故意又は重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、傷害疾病定額保険契約を解除することができるものとする。
- ③ 保険者は、②にかかわらず、次に掲げる場合には、傷害疾病定額保険契約を解除することができないものとする。
 - (ア) 傷害疾病定額保険契約の締結の時に、保険者が②の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。
 - (イ) 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者が①による事実の告知をすることを妨げたとき。
 - (ウ) 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、②の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。
- ④ 保険者は、③にかかわらず、③の(イ)又は(ウ)の保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者又は被保険者が②の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、傷害疾病定額保険契約を解除することができるものとする。
- ⑤ ②による解除権は、保険者が②による解除の原因があることを知った時から1か月間行使しないときは、消滅するものとする。傷害疾病定額保険契約の締結の時から5年を経過したときも、同様とするものとする。
- ⑥ 保険者は、②により傷害疾病定額保険契約の解除をした場合には、解除がされた時までに発生した傷害疾病に基づき保険給付を行う責任を負わないものとする。ただし、②の事実に基づかずに発生した傷害疾病については、この限りでないものとする。

(4) 第三者のためにする傷害疾病定額保険契約

保険金受取人が傷害疾病定額保険契約の当事者以外の者であるときは、当該保険金受取人は、当然に傷害疾病定額保険契約の利益を享受するものとする。

る。

(5) 遡及保険

- ① 傷害疾病定額保険契約を締結する前に発生した給付事由に基づき保険給付を行う旨の定めは、保険契約者が当該傷害疾病定額保険契約の申込み又はその承諾をした時において、当該保険契約者、被保険者又は保険金受取人が既に給付事由が発生していることを知っていたときは、無効とするものとする。
- ② 傷害疾病定額保険契約の申込みの時より前に発生した給付事由に基づき保険給付を行う旨の定めは、保険者又は保険契約者が当該傷害疾病定額保険契約の申込みをした時において、当該保険者が給付事由が発生していないことを知っていたときは、無効とするものとする。

(6) 傷害疾病定額保険契約の無効・取消しによる保険料の返還の制限

保険者は、次に掲げる場合には、保険料を返還する義務を負わないものとする。

- (ア) 保険契約者、被保険者又は保険金受取人の詐欺又は強迫によって傷害疾病定額保険契約に係る意思表示を取り消した場合
- (イ) 傷害疾病定額保険契約が(5)の①により無効とされる場合。ただし、保険者が傷害疾病の発生を知って当該傷害疾病定額保険契約の申込み又はその承諾をしたときは、この限りでないものとする。

(7) 保険証券

- ① 保険者は、傷害疾病定額保険契約を締結したときは、遅滞なく、保険契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならないものとする。
 - (ア) 保険者の氏名又は名称
 - (イ) 保険契約者の氏名又は名称
 - (ウ) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
 - (エ) 保険金受取人の氏名又は名称その他の保険金受取人を特定するために必要な事項
 - (オ) 給付事由
 - (カ) 保険期間（その期間内に傷害疾病又は給付事由が発生した場合に保険給付を行うものとして傷害疾病定額保険契約で定める期間をいう。）
 - (キ) 保険給付の内容及びその額

- (ク) 保険料及びその支払の方法
 - (ケ) 傷害疾病定額保険契約を締結した年月日
 - (コ) 書面を作成した年月日
- ② ①の書面には、保険者（法人その他の団体にあつては、その代表者）が署名し、又は記名押印しなければならないものとする。

(8) 片面的強行規定

(3)の①から④まで、⑥及び(5)の②に反する特約で保険契約者又は被保険者に不利なもの、(4)に反する特約で保険金受取人に不利なもの並びに(6)に反する特約で保険契約者に不利なものは、いずれも無効とするものとする。

2 傷害疾病定額保険契約の変動

(1) 保険給付請求権の譲渡等についての被保険者の同意

保険給付を請求する権利の譲渡又は質権の設定（給付事由が発生した後にされたものを除く。）は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じないものとする。

(2) 保険金受取人の変更

ア 保険金受取人の変更に関する通則

- ① 保険契約者は、給付事由が発生するまでは、保険金受取人の変更をすることができるものとする。
- ② 保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じないものとする。ただし、変更後の保険金受取人が被保険者（被保険者の死亡に関する保険給付にあつては、被保険者又はその相続人）である場合は、この限りでないものとする。
- ③ ②のただし書は、給付事由が傷害疾病による死亡のみである傷害疾病定額保険契約については、適用しないものとする。

イ 生前の意思表示による保険金受取人の変更

- ① 保険金受取人の変更は、保険者に対する意思表示によってするものとする。
- ② ①の意思表示は、その通知が保険者に到達したときは、当該通知を發した時にさかのぼってその効力を生ずるものとする。ただし、その到達前に行われた保険給付の効力を妨げないものとする。

ウ 遺言による保険金受取人の変更

- ① 保険金受取人の変更は、遺言によっても、することができるものとする。
- ② 遺言による保険金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人がその旨を保険者に通知しなければ、これをもって保険者に対抗することができないものとする。

エ 給付事由発生前に保険金受取人が死亡した場合

保険金受取人が給付事由の発生前に死亡したときは、その相続人の全員が保険金受取人となるものとする。

(3) 危険の増加

- ① 傷害疾病定額保険契約の締結後に危険増加（告知事項についての危険が高くなり、傷害疾病定額保険契約で定められている保険料が当該危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいう。）が生じた場合において、保険料を当該危険増加に対応した額に変更するとしたならば当該傷害疾病定額保険契約を継続することができるときであっても、保険者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、当該傷害疾病定額保険契約を解除することができるものとする。
 - (ア) 当該危険増加に係る告知事項について、その内容に変更が生じたときは保険契約者又は被保険者が保険者にその旨の通知をすべき旨が当該傷害疾病定額保険契約で定められていること。
 - (イ) 保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失により遅滞なく(ア)の通知をしなかったこと。
- ② ①による解除権は、保険者が①による解除の原因があることを知った時から1か月間行使しないときは、消滅するものとする。①の危険増加が生じた時から5年を経過したときも、同様とするものとする。
- ③ 保険者は、①により傷害疾病定額保険契約の解除をした場合には、当該解除に係る危険増加が生じた時から解除がされた時まで発生した傷害疾病に基づき保険給付を行う責任を負わないものとする。ただし、当該危険増加に基づかずに発生した傷害疾病については、この限りでないものとする。

(4) 危険の減少

傷害疾病定額保険契約の締結後に危険が著しく減少したときは、保険契約

者は、保険者に対し、将来に向かって、保険料について、減少後の当該危険に対応する保険料に至るまでの減額を請求することができるものとする。

(5) 保険金受取人の意思による傷害疾病定額保険契約の存続

① 傷害疾病定額保険契約の当事者以外の者（以下この項目において「解除権者」という。）がする傷害疾病定額保険契約（当該傷害疾病定額保険契約の解除により保険契約者が保険者に対して金銭の支払を請求する権利を有することとなるものに限る。以下この項目において同じ。）の解除は、保険者がその通知を受けた時から1か月を経過した日に、その効力を生ずるものとする。

② 保険金受取人（①の解除の通知の時ににおける保険金受取人であって、保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者である者に限り、保険契約者である者を除く。以下この項目において「介入権者」という。）が、保険契約者の同意を得て、①の期間が経過するまでの間に、当該解除の通知があった日に傷害疾病定額保険契約が解除されたとすれば保険者が解除権者に対して支払うべき金額の解除権者に対する支払及び当該支払についての保険者に対する通知をしたときは、①の解除は、その効力を生じないものとする。

③ ②の支払は、解除権者との関係においては、保険者がしたものとみなすものとする。

④ ①の解除の通知があった時から②の支払がされるまでの間に保険事故が発生したことにより保険者が保険給付を行うときは、当該保険者は、当該保険給付の額の限度で、当該通知をした解除権者に対し、②の金額を支払わなければならないものとする。この場合においては、当該保険者は、保険金受取人に対し、当該保険給付の額から当該解除権者に支払った金額を控除した残額について保険給付を行えば足りるものとする。

(注) 傷害疾病定額保険契約の解除により保険契約者が保険者に対して有することとなる金銭債権を差し押さえた債権者が①の解除の通知をした場合について、第3の2(5)の(注)参照。

(6) 片面的強行規定

(3)の①及び③に反する特約で保険契約者又は被保険者に不利なもの並びに(4)に反する特約で保険契約者に不利なものは、いずれも無効とするものとする。

3 保険給付

(1) 給付事由発生のお知らせ

保険契約者、被保険者又は保険金受取人は、給付事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、保険者に対し、その旨の通知を発しなければならないものとする。

(2) 保険給付の履行期

- ① 保険給付を行う期限を定めた場合であっても、給付事由、保険者が免責される事由その他の保険給付を行うために確認をすることが必要な事項に関する傷害疾病定額保険契約の定めに照らして、当該期限が当該事項の確認をするための相当の期間を経過する日後の日であるときは、当該期間を経過する日をもって保険給付を行う期限とするものとする。
- ② 保険給付を行う期限を定めなかったときは、保険者は、保険給付の請求があった後、当該請求に係る給付事由の確認をするために必要な期間を経過するまでは、遅滞の責任を負わないものとする。
- ③ 保険者が①又は②の確認をするために必要な調査を行うに当たり、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、又はこれに応じなかった場合には、保険者は、これにより保険給付を遅延した期間について、遅滞の責任を負わないものとする。

(3) 保険給付請求権等の消滅時効

- ① 保険給付を請求する権利、保険料の返還を請求する権利及び4(5)の保険料積立金の払戻しを請求する権利は、3年間行わないときは、時効によって消滅するものとする。
- ② 保険料を請求する権利は、1年間行わないときは、時効によって消滅するものとする。

(4) 保険者の免責

保険者は、次に掲げる場合には、保険給付を行う責任を負わないものとする。ただし、(ウ)に掲げる場合には、給付事由を発生させた保険金受取人以外の保険金受取人に対する責任については、この限りでないものとする。

- (ア) 被保険者が故意又は重大な過失により給付事由を発生させたとき。
- (イ) 保険契約者が故意又は重大な過失により給付事由を発生させたとき(ア)に掲げる場合を除く。)
- (ウ) 保険金受取人が故意又は重大な過失により給付事由を発生させたとき

((ア)及び(イ)に掲げる場合を除く。)

(エ) 戦争その他の変乱によって給付事由が発生したとき。

(5) 片面的強行規定

(2)の①及び③に反する特約で保険金受取人に不利なものは、無効とするものとする。

4 傷害疾病定額保険契約の終了

(1) 保険契約者による解除

保険契約者は、いつでも傷害疾病定額保険契約を解除することができるものとする。

(2) 重大事由による解除

① 保険者は、次に掲げる事由がある場合には、傷害疾病定額保険契約を解除することができるものとする。

(ア) 保険契約者、被保険者又は保険金受取人が、保険者に当該傷害疾病定額保険契約に基づく保険給付を行わせることを目的として故意に給付事由を発生させ、又は発生させようとしたこと。

(イ) 保険金受取人が、当該傷害疾病定額保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行ったこと。

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、保険者の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、当該傷害疾病定額保険契約の存続を困難とする重大な事由

② 保険者は、①により傷害疾病定額保険契約の解除をした場合には、①の(ア)から(ウ)までに掲げる事由が生じた時から解除がされた時まで発生した給付事由に基づき保険給付を行う責任を負わないものとする。

(3) 保険者の破産

① 保険者が破産手続開始の決定を受けたときは、保険契約者は、傷害疾病定額保険契約を解除することができるものとする。

② 保険契約者が①による傷害疾病定額保険契約の解除をしなかったときは、当該傷害疾病定額保険契約は、①の決定の日から3か月を経過した日にその効力を失うものとする。

(4) 解除の効力

傷害疾病定額保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずるものとする。

(5) 保険料積立金の払戻し

保険者は、次に掲げる事由により傷害疾病定額保険契約が終了した場合には、保険契約者に対し、保険料積立金を払い戻さなければならないものとする。

(ア) 3 (4) ((イ)を除く。)の事由

(イ) 保険者の責任が開始する前における 1 (2) イ又は 4 (1)による解除

(ウ) 2 (3)の①による解除（保険者が保険給付を行う責任を負う場合にしたものを除く。）

(エ) 4 (3)の①による解除又は 4 (3)の②による当該傷害疾病定額保険契約の失効

(6) 片面的強行規定

(2)及び(4)に反する特約で保険契約者、被保険者又は保険金受取人に不利なもの並びに(5)に反する特約で保険契約者に不利なものは、いずれも無効とするものとする。

第5 その他

その他所要の規定を整備するものとする。